

日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部会報

No.
29

2023/5/10

■発行／編集 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
■発行場所 〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル4階 電話 03-3453-7393 FAX 03-3453-7505
URL <https://www.jashcon-tokyo.com> E-mail: jashcont@basil.ocn.ne.jp



ご挨拶



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
東京支部長 **山崎 恵一郎**

コロナ感染症が我が国で発症して3年が経過し、その間に大変多くの感染者が発生しましたが、現在は第8波も落ち着き、国もコロナ対策の緩和措置を進めています。

第13次労働災害防止計画は、3月末で終了し一定の成果が得られた一方で休業4日以上死傷者数は残念ながら増加しております。そこには、コロナ禍における労働環境の変化や従来型の災害原因により災害が発生しており、今後労働安全衛生コンサルタントは、第14次労働災害防止計画で示される目標に向け、依頼先からの要望に着実に応えることが求められています。

東京支部では、今後も依頼先の要望に応える人材を維持していくには、若い人の入会者の増加と安全衛生診断業務等への参加及び支部内の研修制度の更なる充実などが効果的と考えています。

労働安全衛生コンサルタントとして安全衛生の指導する機会を得るには、業務のご依頼数を増やし改善の成果を少しでも広く職場に浸透させることが不可欠です。また、講習や研修会では、災害リスクに日々直面する安全衛生管理者や職長等に安全衛生の専門家であるコンサルタントとして地道な指導を図ることが求められます。幸い、東京支部では経験豊富でコンサルタントのスキルの高い先生方が多く所属されており、支部会員が一丸となって相談者の期待に応えるように更なる研鑽に努めさせていただきます。

「ご安全に！」



ご挨拶



東京労働局労働基準部

安全課長 **伊藤 聖**

～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

本年4月1日付けで東京労働局労働基準部安全課長に着任しました伊藤と申します。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、東京都内の労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症によるり患を除く。）を見ますと、令和4年（令和5年2月末現在）の労働災害による死亡者数は全産業で53人（前年確定値比5人減）で死亡者数の多かった前年と同水準で推移し、令和4年（令和5年2月末現在）の労働災害による休業4日以上之死傷者数は10,541人（前年確定値比499人増）と増加が続いています。

特に、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、「転倒」や腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動に起因する労働災害が増加しています。

東京労働局においては、本年4月から第14次東京労働局労働災害防止計画をスタートさせ、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進、業種別の労働災害防止対策の推進などを図っていくこととしています。

労働災害防止のためには、皆様方のような安全衛生分野の専門家による協力が欠かせないものと考えています。引き続き、企業における自主的な安全衛生活動による労働災害防止対策が図られるよう、東京都内各事業場に対する安全衛生対策に関する助言をいただくとともに、

「Safe Work TOKYO」のロゴマーク、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」のキャッチフレーズ、「私の安全衛生宣言コンクール」など、当局が実施する行事等についての周知にご協力をお願いいたします。

最後に、貴支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。



ご挨拶



東京労働局労働基準部

健康課長 **長澤 英次**

健康分野における第14次東京労働局労働災害防止計画の取組について

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、労働安全衛生の専門家として、日頃より労働者の安全と健康確保のため、ご協力をいただき御礼申し上げます。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス対策、労働者の高年齢化に対する対応、治療と仕事の両立支援、テレワークの拡大など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健活動の実施の必要性が求められております。

さらに化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策についても確実な実施が必要となります。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」が2023年度を初年度とする5か年計画としてスタートいたしました。

この計画を踏まえ当局においても、東京において計画を推進するに当たっての3つの基本的考え方を盛り込んだ「第14次東京労働局労働災害防止計画」を策定いたしました。

この計画では大きく7つの重点事項を定め、そのうち労働衛生関係においては、労働者の健康確保対策の推進、化学物質等による健康障害防止対策の推進等を掲げ取り組んでいくこととしております。

また、各々の重点事項ごとに、事業者が実施する事項としてのアウトプット指標を設定し、アウトプット指標各項目を達成した結果として期待される事項としてアウトカム指標を設定しております。

労働衛生関係におけるアウトカム指標としては、①自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合、②化学物質等の死傷災害件数、③熱中症による死亡災害件数、について目標に掲げ、各種対策を進めていくこととしております。

この計画の取組が効率的かつ効果的に推進し、「安全で健康に働くことができる職場づくり」を実現するためには、それぞれの分野において専門的な技術と知識が求められるところであり、労働安全衛生分野の専門家である労働安全・労働衛生コンサルタントの皆様にも今後ともご協力頂きたいと思っております。

最後に、貴支部の益々の御発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

令和4年度東京支部業務実績

【労働安全衛生コンサルタント制度の普及】

労働災害防止を目的とした労働安全・衛生コンサルタント制度普及に貢献するため、今年度も以下の取り組みを行ってまいりました。

- ・制度普及活動は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまだまだ制約がありますが、当会紹介リーフレットと会報の発行及び7月全国安全週間と10月全国衛生週間の準備月間中に関係機関に配布をお願いしました。
- ・都内の労働基準監督署、労働基準協会主催の安全週間・労働衛生週間の趣旨説明会において当会紹介リーフレット等の配布と講演を行いました。
- ・東京労働局主催の「産業保健フォーラム IN TOKYO 2022」（今年度27回目）が開催され、昨年度及び一昨年度はオンライン開催でありましたが、今年度は会場に安全衛生相談コーナーを設置し、安全衛生に関する当支部の支援活動を紹介しました。

【令和4年度のコンサルタント業務の展開】

1. 安特（安全管理特別指導事業場）、衛特（衛生管理特別指導事業場）の支援

安特（1件）に指定された事業場に対し、安全管理上の問題点把握、改善計画立案、現場指導等を行いました。衛特についての問い合わせは、ありませんでした。

2. 厚生労働省委託事業

令和4年度も「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発業務」を行いました。

3. 受託業務

当会には様々な業種の事業場から労働安全・衛生に関するご相談をお寄せいただいています。代表的なものは以下のとおりです。

（1）受動喫煙防止対策支援業務

今年度は、公益財団法人東京都中小企業振興公社並びに各区の受動喫煙防止対策のアドバイザー派遣や、喫煙所設置に関する助言・指導業務などを行いました。

（2）外国人労働者安全管理支援業務

外国人在留支援センターにおいて、外国人労働者を雇用している事業者等に対し、労働災害防止対策の相談・助言業務を行いました。

（3）事業場の安全衛生診断業務

官公庁、大手資材メーカー、通信会社、運送会社、ビルメンテナンス会社等からの安全衛生相談及び事業場診断を行いました。

（4）安全衛生講演及び講習会講師等

各専門分野の労働安全・衛生コンサルタントの豊富な経験を生かし、安全大会、災害防止協議会等での講演及び依頼先企業や安全衛生教育機関での研修会講師等を行いました。

（5）労働災害発生の原因分析の業務


インフラ整備事業において今年度から元請会社から発注者へ提出された労働災害事故報告書の発生前原因等の分析を行い、今後の労働災害の減少につながる災害防止策を提言させて頂きました。

（6）建設工事の安全点検

民間高層住宅、大型集合住宅の新築工事及びリニューアル工事において、工事中の安全管理状況と仮設足場、外構工事の安全管理状況などの点検業務を継続的に実施しました。

連携事業：一般社団法人日本能率協会委託

労働安全衛生展における連携事業について

 労働安全コンサルタント 浅利 栄文

一般社団法人日本能率協会（以下JMAという。）主催の第9回東京労働安全衛生展と製造業や土木・建設業の保守・保全に関する展示会が、2022年7月20日～22日の3日間、東京ビックサイト（東京国際展示場）で開催されました。同時開催の展示会を合わせて国内外の700企業が出展し、来場者も28,000名と大規模な開催となりました。

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部は、この労働安全衛生展の特別講演会に、2021年より参加しております。講演は、労働安全衛生に関するテーマで、講演時間は各40～45分です。昨年は12講演を担当しました。年々注目された講演会になってきているのを実感しています。

2023年度は、JMA開催展示会への新規来場者の獲得と、さらなる労働安全衛生コンサルタントの認知度の向上に向け、新たに連携プロジェクトを編成し検討しています。今回は労働安全衛生講演に加え、展示会迄の準備期間に来場予定者に向けた『お役立ち情報』をコラム配信し、展示会当日は来場者と双方向型のパネルディスカッションを計画しております。少しでも多くの関係者の皆様に関心を抱いて頂き、新規来場者に繋がる対策を講じてまいります。

今後も労働安全衛生展における連携事業にさらなる工夫を加え、職場における働く人の安全・衛生と快適な職場づくりを推進してまいります。



【講演風景】



【会場風景】

令和4年度 各委員会活動報告

企画委員会



企画委員会委員長 細矢 明

企画委員会の業務は、東京支部の委員会・常任幹事会設置規程の第2条に、「支部の事業計画及び規約・規程の改廃に関する事項等を行う。」と定められています。企画委員会の委員は、城東北、城西、城南及び多摩の4地区業務部会から選出された委員で構成されており、必要に応じて委員会を開催し業務を行うこととしています。

令和4年度は、業務部会会費規程の改訂について検討し、改訂案の作成を行いました。委員会の活動は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、対面による委員会の開催はできませんでした。そのため、8月から電子メールにより、改訂案について各委員の意見を集約し、改訂案としてまとめ、東京支部幹事会に提出しました。主な改訂内容は、令和5年10月1日から開始される消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）に適正に対応するため、業務部会会費規程の消費税等の扱いについてです。また、改訂に合わせて、現行規程の条文の内容について見直しを行いました。

企画委員会の業務は、支部活動を行う上で必要に応じて発生するものです。今年度の企画委員4名のうち3名が初めての委員として活動を始め、東京支部の規約・規程の内容について詳しく理解している委員はいませんでした。そこで、第1回企画委員会において、東京支部の規約・規程内容についての勉強会を開催することとしました。勉強会は、9月より毎月1回Zoom会議形式で開催し、規約・規程の内容を委員全員で読み解き、今後の規約・規程改廃業務の発生時への対応をスムーズに行えるよう備えました。

事業委員会



事業委員会委員長 塩家 護

事業委員会の役割は「情報の収集・調査研究・事業の開発及び推進に関する事項等」について検討し、有益な事業の情報収集に努めることであり、以下の活動を実施しています。

1. 情報の収集

東京支部ホームページの会員ページに「新技術等事例紹介」を掲載し、最新の仮想空間体験及び人工知能活用、ロボット導入等を含めた有益な情報の収集と会員間の情報共有を行っています。

2. 調査研究

第14次労働災害防止計画における労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、高年齢労働者の労働災害防止対策の推進及び外国人労働者等の労働災害防止対策等に関する事業への積極的な協力支援を行っています。

3. 事業の開発及び推進に関する事項

- (1) 石綿障害予防規則改正に伴う建築物等解体・改修作業の事前調査者資格取得に補助金制度を導入しております。
- (2) 会員が講師として研修会等で利用できる最新の教材(DVD等)を提供して、より受講生に有益な講習を行えるようスキルアップ支援を行っています。

広報委員会



広報委員会委員長 川田 有一

～ 会報誌作成で悩みました ～

広報委員長を前任者の浦山さんから引き受けて、まず頭をよぎったことは会報誌のことでした。会報誌の制作で紙面の7割ぐらゐは執筆者が決まっていますが、残り3割を占める会員活動とトピックスをどなたに書いていただくか、非常に悩みました。書く人の情報を持っていないことも一因ですが、何を書いたら皆様に興味を持っていただけるのかも分からず困り果ててしまいました。そんな時、私が所属する城東北部会で「高年齢男性の夜間排尿問題」と題して、石田先生の講演を聴く機会がありました。

先生の話では、「高齢になるとおしっこが近くなり夜間も何度かトイレに起きることもしばしばある」。との話は実感としてわかります。しかし、夜の食事で、ビールなど飲めば当然就寝中尿意を催し、トイレに起きますが、普通の人には1回の排尿でどれくらい出るのか、夜何回起きるのが問題なのか、話を聞いていくうちに疑問がだんだん膨らんできました。先生に質問すると、1回あたり200ccぐらいが目安です、紙コップでおしっこを受ければ、コップ1杯がちょうど200ccです。と教えてくださいました。

聞いてしまえばなんだと思いますが、私はこの話を聞いて早速おしっこを計り、私は正常だと納得できました。この後、男性特有の前立腺がんの話になり、早期発見が大事だと写真とデータで詳しく話していただきました。このような貴重な話を聞く機会があったので、コンサルタント会東京支部には私の知らない有益な情報をお持ちの方は、多く在籍していると実感しました。今後このような興味ある情報を集め、発信していくことも広報委員会の使命ではないかと思っています。

東京支部の皆様、日頃研修委員会の活動にご理解、ご協力いただきまして誠に感謝申し上げます。研修委員会委員長の仁田晃人でございます。研修委員会は、安全コンサルタント1名、衛生コンサルタント3名で構成されています。研修委員会は東京支部に属する会員向けに、研修会の企画、運営を行なっています。研修会開催後には、必ず出席者へのアンケートを実施し、アンケートでいただきました意見、提案を尊重しつつ、時流にあった、また業務に活かせられるような研修内容をお届けするように努めています。しかし、まだまだ運営には不十分なところもありますので、改善しながら研修会を企画、実行していきたいと考えています。東京支部会員の皆様には引き続き、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

さて、前研修委員会中村健一委員長よりいただきました整理された引き継ぎ資料を確認しながら、なんとか研修会を実施しております。中村前委員長から引き継いだ時すでに、今回の研修会の段取りはできていましたので、スムーズな引き継ぎができたと思っています。この場を借りて、中村前委員長には御礼申し上げます。

研修会の開催には、事前の準備が重要になってきます。研修会講師への依頼、研修会実施日の決定、研修会当日の役割分担の決定、そして研修会実行のための進行表の作成、研修会終了後のアンケートの作成等があります。これらについて、研修会実施の2ヶ月前には事前打ち合わせとして、研修委員会メンバーにて打ち合わせを実施しています。これまで、研修委員会の事前打ち合わせは平日昼間に実施しておりましたが、これを平日夜間とすることで、研修会メンバーの本業にも配慮した形となり、安全コンサルタント、衛生コンサルタントとしての働き方を尊重した結果と考えています。研修会は引き続き、withコロナの中、WEBを中心に実施していくこととなりますが、徐々に、以前のような対面式の研修会も検討していきたいと思っております。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

近年、社会全体でコンプライアンスの重要性は益々高まっています。各種法令のみならず組織内の規則やその他社会のルールを遵守する取り組みは企業や団体では必須で、この欠陥により問題が発生した場合、顧客や社会からの信頼が一気に失われることがあります。


私たち東京支部においても、顧客と契約する際などにその管理のしくみや取り組み状況をお客様から確認されることがあります。

「(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会」は、労働安全衛生法第87条に示されている組織で、同第86条では守秘義務や信用の維持などの「義務」についても明確に定められています。また、本会はその使命と責務を果たし社会の発展に貢献するよう、倫理を重んじて品位や秘密を保持することなどを定めた「倫理綱領」や「行動規範」に基づき活動しています。そして、これらの事項を個々の会員及び組織が確実に遂行するよう、東京支部は「コンプライアンス実施規程」を制定し、それに従った取り組みを行っています。しかし、大切なことはルールを定めるだけでなく、これらが確実に遵守されているかどうかを確認し、必要な改善を行い、「PDCAサイクル」を確実に廻すことと認識しています。主な具体的取り組みとして以下のことを行っています。

1. 「東京支部コンプライアンス委員会」を毎月開催するとともに、隔月の「支部幹事会」で改善すべき事案の有無等を確認し、必要な対応を図る。
2. 毎年定期的に、主に事務局業務を対象とした監査を行う。
3. 新入会員向けオリエンテーションで新入会員に教育し、周知する。

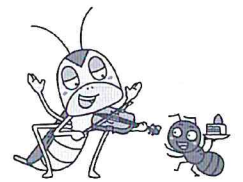
今回の監査では、特に問題となる事案はありませんでしたが、事務局業務での資料保管方法の改善やデータ類の一元管理などにより、機密情報の保持が更に強化できることなどを指導し、お客様の信頼が増すよう努めております。

「日本の安全衛生の現状と今後の取り組み」より

 労働衛生コンサルタント 山室 栄三

～安全衛生費用はリスク回避の保険～

今や労働者の安全と健康確保は必須事項となっており、企業は日々の安全衛生活動を推進されていることと拝察いたします。しかしながら中小の事業場では依然として多くの労働災害が発生し、大企業より高い災害発生率を示しています。安全衛生の取り組みがまだまだ不十分であることを示しています。中小の事業場でなぜ安全衛生対策を実施しないのか、できないのか見てみたいと思います。



その要因として、安全衛生関係法令が何かわからなく何をすればよいか不明、トップの安全衛生業務への理解が不十分、安全衛生は余分なこと・面倒くさい・安全衛生のスタッフがやればよいと思っている、業務が忙しくて他にやる事が多く安全衛生に取り組む時間がないなどが考えられます。

さらにもし安全衛生を実施しなかったら、法令未遵守等で何が起きているかを見てみましょう。繰り返す事故報告書提出遅延や未提出、虚偽の災害報告の「労災隠し」等で書類送検、労働基準監督署の立入検査で使用停止命令、労働局より安全管理、衛生管理特別指導事業場の指定、事故多発、健康管理不備で休職休業増加による生産性の低下、安全配慮義務違反で損害賠償、企業イメージの低下、ブランドイメージの崩壊、最後には社会・市場から退場等が発生しています。これらはすべて経営リスクにつながるものに他なりません。

このような事例の多くは、小規模事業場にみられます。小規模事業場には安全衛生の負のサイクルが存在しているとみられます。負のサイクルとは、何が危険かわからない、危険はどこかわかっても、どんな対策をとればいいかわからない、対策がわかっても改善費用の負担ができないため放置という危険の未改善の状態であり、断ち切ることができないことが続いているとみられます。この負のサイクルを解消しない限り、災害・事故、さらに潜在的危険はなくならないでしょう。現在では安全の定義は「災害がないこと」ではなく、「危険がないこと」です。職場の潜在的危険もなくなるとその職場は安全とは言えないこととなります。どこかでこのサイクルを断ち切らなければならないのですが、対策として、いつも同じ目で見ているのではなく、時には外部の目で事業所内をくまなく見ることも必要です。今まで気が付かなかったことへの多くの示唆が得られるでしょう。また、改善費用の捻出についてはとりあえず、低コストの暫定的な措置を速やかに実施することにより、目の前にある危険を回避できることとなります。

また、恒久的な改善については、予算化することが不可欠です。

小規模事業場の経営者は、日々運転資金の工面などに苦労されている場合があり、やっと確保できた資金を利益も生まない安全衛生対策などにつぎ込めるかと正直な声を多々聴きます。本当にそうでしょうか。安全衛生を実施しなかったために、経営リスクにつながる事が発生しています。例えば、災害発生、書類送検、使用停止命令、損害賠償など会社の経営リスクとしてさらに、経営者と労働者へのリスクも同時に発生します。

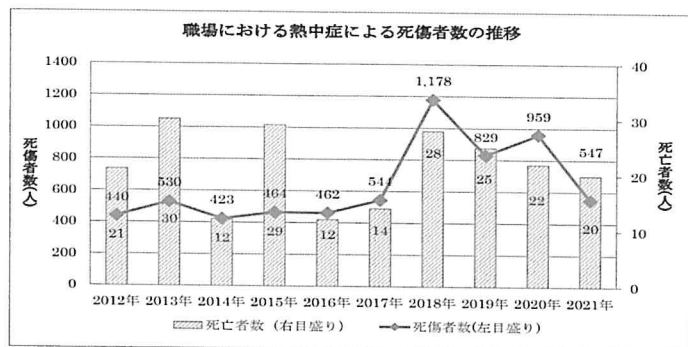
これらのリスクを回避するために安全衛生対策を実施し、労働者の安全と健康確保に費用を負担することは、経営者、労働者、会社の保全のための保険とみることができます。日頃各種の保険に関心を向けて保険料を支払っているのは、個人も会社も同様だと思います。これらの保険料を躊躇せずに出すのは、リスクを回避するためにほかなりません。これと同じように安全衛生のリスク回避のために保険とみなした費用を負担してでも安全と健康を確保することは大きなメリットがあると思います。

安全衛生の顧客は、安全衛生の取り組みが経営リスクの回避と災害防止をもたらす効果を考えれば、経営者であり、労働者であり、その家族であります。これらの顧客満足のために企業は何をすべきかを真剣に考え、改善のために費用の負担が必要であっても、将来のリスク回避のための保険とみなすことで、改善費用を積極的につぎ込んでいくことが重要だと思います。

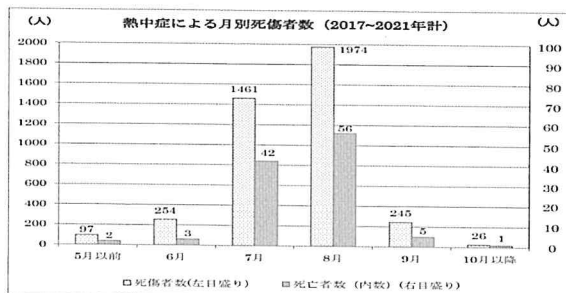
「職場の熱中症対策」

Safe work TOKYO 労働衛生コンサルタント 澤 律子

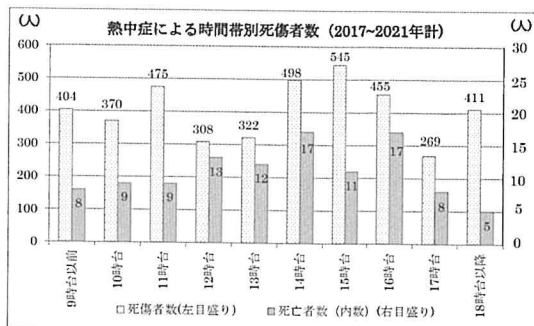
第9回 東京労働安全衛生展が令和4年7月20日から22日までの3日間、一般社団法人日本能率協会の主催で開催されました。延べ28,421人が会場に足を運び、東京支部では、この労働安全衛生展に参加される一般の方々へ、労働安全衛生法施行の歴史、改正化学物質規制や、ストレスチェックの活用法等を含む、多方面の視野から職場で役立つ安全衛生に関する講演を、10名を超える安全・衛生コンサルタントで行いました。講演後はご質問対応、その他日々の安全衛生対策に関してアドバイスをを行いました。その講演の中から「職場の熱中症対策」についての内容をまとめて報告します。下図は、厚生労働省による2012年から2021年の10年間の職場における熱中症による死傷者数の推移を示したものです。死傷者数・死亡者数とも、国による強力な対策がとられた2018年を境に、2021年時点まで減少が続いています。職場の熱中症対策は、ほぼ筋道が立ってきた、ということが言えそうです。一方で、熱中症による死傷事故が起きやすい条件も明らかになってきました。まずは業種ですが、



2021年で建設業が全体の23%、次いで製造業が16%となっており、そのあとに運送・警備・商業と続き10%台、農業は3%でした。死亡者が多いのは2017年から2021年の累計で建設業(46人)であり、死傷者数も累計876人と、2位の製造業(死者17人、死傷者807人)を大きく引き離しています。また、屋内作業での熱中症の発症率は熱中症全体の21.9%



(2021年度)で、製造業の45%、農業の35%が屋内で発症しています。炉や熱源の近傍の作業や高温多湿、または空調設備の故障などでも起きています。次に熱中症の発生する時期ですが、上図に示すように8月が最も多いのですが、しかしながら5月以前に死亡者もでており9月も発生しているという事実には注目する必要があります。教育研修や熱順化を含めた熱中症対策は早めに計画し、継続して実施し、9月の声を聴いても対策は怠らないことが重要です。さらに熱中症の起きる時間帯ですが、上図のごとく、朝9時以前から、また夕方18時以降も発生しています。寝ている間は標準体形で約500mlの水分が失われていますから朝起きたら、コップ一杯の水を摂ること、また、作業後の水分摂取もお勧めします。



2021年では死亡災害の25%しかWBGT値を活用していない実態があり、客観的指標として今後の活用が望まれます。現場では作業方法の変更・時間管理・作業服変更・休憩所設置など様々な作業環境管理が推し進められますが、日々の自己健康管理も重要です。さらに単独作業をさせない、作業者同士の目配りも死傷者を出さないための重要な対策の一つです。令和3年には環境省の「熱中症警戒アラート」の全国展開 (https://www.wbgt.env.go.jp/about_alert.php) がなされ、各所や個人で活用されました。これらの策が功を奏してきたといえます。一方で、日本全体の熱中症による死者数は65歳以上の高齢者が全体の8割を占めています。働く人を支えるご家族や近親者、また地域住民の方々の熱中症への対応として、職場で得た知識をもとに各々の場で普及を図っていただくことを願います。

2021年では死亡災害の25%しかWBGT値を活用していない実態があり、客観的指標として今後の活用が望まれます。現場では作業方法の変更・時間管理・作業服変更・休憩所設置など様々な作業環境管理が推し進められますが、日々の自己健康管理も重要です。さらに単独作業をさせない、作業者同士の目配りも死傷者を出さないための重要な対策の一つです。令和3年には環境省の「熱中症警戒アラート」の全国展開 (https://www.wbgt.env.go.jp/about_alert.php) がなされ、各所や個人で活用されました。これらの策が功を奏してきたといえます。一方で、日本全体の熱中症による死者数は65歳以上の高齢者が全体の8割を占めています。働く人を支えるご家族や近親者、また地域住民の方々の熱中症への対応として、職場で得た知識をもとに各々の場で普及を図っていただくことを願います。

Topics

お役立ち情報

猫を追うより皿を引け

一般社団法人東京技能者協会（TSA）のホームページにある「安全衛生ギャラリー」に東京支部会員が寄稿しています。その一部を再編集して紹介します。

ことわざとは、古くから言い伝えられてきた、教訓や風刺などを含む簡潔な言葉のことです。生活の体験的な知恵から生み出されたものが多く、他に古典の中の格言や故事が世間に広まったものも沢山あります。

長い時間をかけて人々の理解や共感を得て浸透してきていますので、物事の一面の本質や真実をぴたりと言い当て、言い得て妙であり説得力があります。

このようなことわざは、労働安全衛生についても良い教訓を鋭く教えてくれます。

筆者の好みで恐縮ですが以下に一つ紹介します。

・猫を追うより皿を引け

「事故・災害原因の元を改善しよう」

我が家でも猫を飼っており、このことわざは毎日の生活の中で実感しています。また、このことわざは後述するようにリスクアセスメントの本質を突いているようで、職業的にも気に入っています。

我が家の猫は、近所をうろついていた傷ついた野良猫を家へ連れ帰ったものです。初めのうちこそ借りてきた猫状態でしたが、数か月もすると我が物顔で食卓に上がるようになってしまいました。その都度追い払っていましたが、降りたと思った次の瞬間にまた飛び乗ってしまいます。

「猫を追うより皿を引け」とは、猫の目につく所に猫の好物を盛った皿を置いて、猫に取られまいと猫をいくら追っても、その場しのぎにすぎない。起こった現象に後追いで振り回されない様に「その原因となるものへの対策をなさい」という意味です。まさにリスクアセスメントです。

対策として、猫をケージに入れてしまうなどの根本対策が考えられますが、万が一食べられても災害にはならないので、結局我が家では猫の好物を盛った皿は最後に出す、その時には猫見張り番の私が着席しているというルールに落ち着きました。

現場でも似たような事例がありはしないでしょうか。機械などに挟まれないように注意をしても、つい駆動部分に手を触れてケガをすることがあります。リスクアセスメントのリスク除去対策では、駆動部分に手が入らないようにガードやインターロック機構^{注)}を設けることなどが見えてきます。建設現場へのダンプトラック出入時などの誘導員配置もリスク低減対策です。分かっているけど、なかなかそこまで手が回らないと聞くことがあります。しかし、危険の元を早期に発見して早期に改善する方が、時折の注意やその場しのぎの対策より効果的な結果になる場合が多いものです。

現場では家庭の猫対策とはレベルが違います。出来る限り根本対策が望まれるのは言うまでもありません。

参考文献：末松清志「ことわざ・格言にならう安全衛生訓」労働新聞社、平成25年2月26日

注) 不適正な手順で操作が行われると自動で停止したり、あるいは稼働しないように機器の運転を制御する装置



毒物及び劇物取締法の解釈相談から

毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の観点から必要な規制を行う（医薬品と医薬部外品は除く）ことが目的です。相談事例等につき項目別に紹介します。

1. 毒劇物の定義

毒物又は劇物は法第2条に定義され、別表第1～2、毒物及び劇物指定令第1～2条に規定されます。別表第1～第2には化学物質名が列記され、さらに当該物質を含有する製剤で、政令（毒物劇物指定令）で定めるものとされます。指定されたものはすべて法の規制を受けます。製剤とは、

①製剤又は類するもので物質的機能を利用するもの、②希釈、混合、粉碎、ろ過等を含む調整行為が加えられたもの、③当該成分を利用する意図をもって調整されたものが該当し、一方、④器具、機器、用具という概念でとらえられるもの、⑤使用済みの廃酸等、廃棄されたもの、⑥毒物及び劇物を不純物として含有するものは該当しません。ただし、⑤の使用済み廃酸等の中

では、有価物として譲渡されるもの、リサイクルされるものなどは製剤とみなされ、法の規制を受けます。しかし、化学物質が劇物に該当する一方で製剤が該当しないケースもあります。例えばメタノールは劇物ですが、希釈されたメタノール水溶液はメタノールの製剤ですが、劇物には該当しません。



2. 毒物劇物営業者の登録

毒物劇物を取扱う毒物劇物営業者（製造業、販売業、輸入業）は登録が必要です。登録基準を満たしたうえで、製造業は製造所ごと、輸入業は営業所、販売業は店舗ごとに所轄自治体にて登録します。登録要否に関する相談は多いです。「毒物劇物の販売又は授与（譲渡ともいう）を目的とする場合は登録が必要」となります。「販売」とは、対価を得て、毒物劇物の所有権を移転すること、「授与」は無償で所有権を移転することです。有償・無償が基準ではなく、所有権の移転発生有無が判断基準になります。試験研究目的で毒物又は劇物の合成や管理を他社に委託する場合、委託者、受託者については所有権の移転が生じない限り営業者登録は不要ですが、所有権が移転する場合には、販売・授与に当たるため譲渡側は販売業、製造行為の場合は製造業登録が必要です。所有権の移転が発生しないようにするには、契約書等で、所有権が依頼者から移らないこと、余った毒物劇物が流通しないように余剰分を返還してもらう措置を講じることなどが重要です。

3. 毒物劇物営業者が管理すべきこと

毒物劇物営業者は、所有権を持つ毒物劇物が気づかぬ内に第三者に流通して犯罪に悪用されたりしないよう所有権発生以降、廃棄するまで取扱い・保管・管理を厳重に求められます。毒物劇物取扱責任者選任、盗難・紛失防止、飛散・漏えい・流出・地下浸透防止、容器・被包への表示、貯蔵場所の表示、廃棄・運搬・貯蔵等に係る技術上の基準、事故発生時の措置などです。毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者には、事前に押印された譲受書の提出を受けなければ譲渡できません。貯蔵場所は毒物劇物専用の保管庫として他のものと区別し、堅固で鍵がかかるもの、鍵の管理を徹底し、一般の人が近づかないところとします。廃棄する場合は、中和、加水分解、酸化、還元、希釈等により毒物劇物に該当しない物にしてから廃棄します。下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等他の法律にも抵触しないようにします。自己処理できない場合は、知事の許可を受けた産廃処理業者に委託します。

4. 毒物劇物営業者以外の者への規制

毒劇物を製造、輸入、販売するのではなく、原材料として使用したり運搬したりする者は「業務上取扱者」として規制されます。都道府県知事に届出の必要のある者（電気メッキ業、金属熱処理業など）と必要の無い者に区分されています。（法第22条）前者は毒物劇物営業者とほぼ同等の規制を受けます。後者については、毒物劇物取扱責任者の選任は不要ですが、その他はほぼ同様の規制を受けます。届出が不要ということで、法規制を受けないと誤解している例があります。しかし、毒物劇物営業者に対する規定が準用され、立入検査で摘発され、罰則もあります。また、法の条文に主語の定めがない条文は、毒物又は劇物を取り扱う一般国民を含む全ての者に適用されます。法の概要及び相談事例につき記述しました。具体的内容については、「毒物及び劇物取締法Q&A」の参照もお勧めします。

東京支部活動記録（令和4年4月から令和5年3月まで）

番号	月日	項目	場所
1	5月10日	東京支部労働安全衛生研修会(第1回)	リモート開催
2	5月16日	会報誌No.28号 発行	—
3	5月26日	第24回 幹事会	リモート開催
4	5月26日	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
5	6月16日	令和4年度 東京支部通常総会	学士会館
6	7月27日	東京支部労働安全衛生研修会(第2回)	リモート開催
7	7月28日	第25回 幹事会	リモート開催
8	9月29日	第26回 幹事会	リモート開催
9	9月30日	東京支部労働安全衛生研修会(第3回)	リモート開催
10	10月12日	産業保健フォーラムIN TOKYO 2022	ティアラこうとう
11	10月21日	南関東ブロック会議(埼玉支部主催)	埼玉支部
12	10月24日	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
13	11月24日	第27回 幹事会	リモート開催
14	11月28日	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
15	12月15日	東京支部労働安全衛生研修会(第4回)	リモート開催
16	令和4年 1月26日	第28回 幹事会	リモート開催
17	3月3日	東京支部労働安全衛生研修会(第5回)	リモート開催
18	3月30日	第29回 幹事会	リモート開催

研修会の演題は研修委員会報告に記載されるため、本表では省略した。

編集後記

会報誌第29号が皆様のお手元に届く頃には、コロナは終息し、以前のように皆が集まって会議が開催され、自由闊達な議論が戻ることを願っております。

今回の会報誌は、新メンバー3人と旧メンバー1人の構成でスタートしました。全員初対面ですが、コロナ禍のため会ったのは1度だけ。これどうまくコミュニケーションが取れるのかと心配しましたが、Zoomという便利な道具のため会報誌のとりまとめも順調に進みました。しかし、会報誌にご寄稿頂いた方や広告主の方には通常よりも1ヶ月前倒して原稿を提出して頂いたため、多忙を極めたのではないかと申し訳なく思っております。

今後も読者の皆様方に有意義な情報が届けられるよう、会報誌の作成に邁進したいと思います。

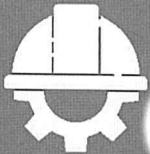
広報委員会（川田、中井、中丸、横内）

五感に訴える体感型 展示会



暑さをひんやりクールダウン!

第9回 東京 猛暑対策展



第10回

東京 労働安全衛生展

～働く人が安全・健康・快適であるために～



第2回

東京 騒音・振動対策展

＝騒音・振動に関する唯一の専門展示会＝

来場のご案内

来場事前登録受付中

来場事前登録・最新情報はこちら

猛暑対策展 ▶Q

労働安全衛生展 ▶Q

騒音・振動対策展 ▶Q

3展合同サイト

<https://www.jma-stt.com/>



会期

2023年7月26日(水) ▶ 28日(金) 10:00~17:00

会場

東京ビッグサイト
東展示棟

主催

JMA 一般社団法人日本能率協会

同時開催

メンテナンス・レジリエンスTOKYO2023

TECHNO-FRONTIER 2023

INDUSTRY-FRONTIER 2023

来場についての
問い合わせ先

一般社団法人日本能率協会 来場者ヘルプデスク (株)ケイ・スリー・クリエーション

受付時間:9:30~18:00(土日祝は除く) 電話:03-6809-2707 e-mail:helpdesk@k3c.co.jp

働くルールの情報発信基地、No.1を目指します。



労働新聞

72年の実績を誇る人事・賃金・労務の総合情報紙

安全スタッフ

労災防止業務をサポートする実務的な専門誌

安全衛生ノート

第一線監督者向け安全衛生管理の実務誌

安全対策の決め手

できる職長の実務必携

<https://www.rodco.jp/>

労働新聞社

〒173-0022 東京都板橋区仲町 29-9

TEL : 03-3956-3151 FAX : 03-3956-1611

労働新聞社

検索

**人事労務・安全情報の
最新トレンドを提供!!**



他にない
豊富な
ニュース

現場目線の
厳選コラム

楽しく学べる
動画コーナー

スマートフォンにも対応



オリジナル記事が満載です!!

- ▶ 労働基準関係法令違反の事件を逐一報道する「送検記事」
- ▶ 全国の地方労働行政の最新情報を届ける「監督指導動向」
- ▶ 労務トラブルのツボが分かる「助言・指導 あっせん好事例集」
- ▶ 労務管理の基礎知識をおさらいできる「労働用語集」
- ▶ 法改正への対応を指南する「若手弁護士による労務エッセイ」



研修に使える動画を配信!!

- ▶ 弁護士劇団による「ドラマで学ぶ労務管理」
- ▶ 企業の危険体感教育の「体験レポート」
- ▶ 専門家による腰痛予防体操の「実践講座」

講習会のご案内 (公社)東京労働基準協会連合会

(令和5年7月~12月)

講習会名	科目	7月	8月	9月	10月	11月	12月
石綿建材調査者(一般)	学科 2日	20(木)~21(金)		19(火)~20(水)		13(月)~14(火)	
	試験 1日	31(月)		29(金)		22(水)	
石綿建材調査者(一戸)	学科 1日	24(月)					
	試験 1日	31(月)					
床上操作式クレーン	学科 2日		1(火)~2(水)		2(月)~3(火)		11(月)~12(火)
	実技 1日		3(木)/4(金)/7(月)		4(木)/5(木)/6(金)		13(水)/14(木)/15(金)
小型移動式クレーン	学科 2日	3(月)~4(火)		4(月)~5(火)	23(月)~24(火)		
	実技 1日	5(水)/6(木)/7(金)		6(木)/7(木)/8(金)	25(水)/26(木)/27(金)		
ガス溶接	学科 1日	24(月)	21(月)	25(月)	26(木)	20(月)	
	実技 1日	25(火)	22(火)	26(火)	27(金)	21(火)	
フォークリフト(11時間)	学科 1日		28(月)			1(水)	
	実技 1日		9/1(金)			8(水)	
フォークリフト(31時間)	学科 1日	25(火)	28(月)	26(火)		1(水)	27(月)
	実技 3日	26(水)~28(金)	29(火)~31(木)	27(水)~29(金)		2(木)6(月)7(火)	28(火)~30(木)
			9/2(土)3(日)9(土)			4(木)5(日)11(土)	
高所作業車(10m以上)	学科 1日	10(月)		11(月)		20(月)	
	実技 1日	11(火)/12(水)/13(木)		12(火)/13(水)/14(木)		21(火)/22(水)/24(金)	
玉掛け	学科 2日	13(木)~14(金)	21(月)~22(火)	14(木)~15(金)	16(月)~17(火)	13(月)~14(火)	4(月)~5(火)
	実技 1日	18(火)/19(水)/20(木)	23(水)/24(木)/25(金)	19(火)/20(水)/21(木)	18(水)/19(木)/20(金)	15(水)/16(木)/17(金)	6(水)/7(木)/8(金)
木工機械作業主任者	学科 2日				12(木)~13(金)		
プレス機械作業主任者	学科 2日			27(水)~28(木)			
乾燥設備作業主任者	学科 2日	10(月)~11(火)			18(水)~19(木)		
はい作業主任者	学科 2日		17(木)~18(金)		16(月)~17(火)		19(火)~20(水)
特化 四アルキル鉛作業主任者	学科 2日	10(月)~11(火)	16(水)~17(木)	19(火)~20(水)	10(火)~11(水)	1(水)~2(木)	7(木)~8(金)
		20(木)~21(金)	28(月)~29(火)	27(水)~28(木)	25(水)~26(木)	20(月)~21(火)	18(月)~19(火)
鉛作業主任者	学科 2日	18(火)~19(水)			30(月)~31(火)		
酸素欠乏 硫化水素作業主任者	学科 2日	4(火)~5(水)	1(火)~2(水)	5(火)~6(水)	3(火)~4(水)	7(火)~8(水)	12(火)~13(水)
	実技 1日	6(木)/7(金)	3(木)/4(金)	7(木)/8(金)	5(木)/6(金)	9(木)/10(金)	14(木)/15(金)
有機溶剤作業主任者	学科 2日	12(水)~13(木)	21(月)~22(火)	4(月)~5(火)	12(木)~13(金)	6(月)~7(火)	11(月)~12(火)
		25(火)~26(水)	30(水)~31(木)	21(木)~22(金)	23(月)~24(火)	27(月)~28(火)	21(木)~22(金)
石綿作業主任者	学科 2日	18(火)~19(水)	7(月)~8(火)	11(月)~12(火)	10(火)~11(水)	1(水)~2(木)	21(木)~22(金)
		27(木)~28(金)	24(木)~25(金)	25(月)~26(火)	23(月)~24(火)	16(木)~17(金)	29(水)~30(木)
自由研削	学科 実技 1日	20(木)	16(水)	19(火)	19(木)	17(金)	4(月)
アーク溶接	学科 2日	26(水)~27(木)	29(火)~30(水)	27(水)~28(木)		1(木)~2(木)	27(月)~28(火)
	実技 1日	28(金)	31(木)	29(金)		6(月)	29(水)
高圧 特別高圧	学科 2日	13(木)~14(金)	17(木)~18(金)	20(水)~21(木)	17(火)~18(水)	15(水)~16(木)	20(水)~21(木)
低圧電気	学科 1日	3(月)	23(水)	4(月)	2(月)	6(月)	11(月)
	実技 1日	4(火)/5(水)/6(木)	24(木)/25(金)/28(月)	5(火)/6(水)/7(木)	3(火)/4(水)/5(木)	7(火)/8(水)/9(木)	12(火)/13(水)/14(木)
高所作業車(10m未満)	学科 実技 1日		1(火)		10(火)		19(火)
粉じん	学科 1日			15(金)		30(木)	
ダイオキシソ	学科 1日		9(水)		27(金)		
受験準備	衛生管理者	1種 4日	24(月)~27(木)	7(月)~10(木)	11(月)~14(木)		27(月)~30(木)
		2種 3日	24(月)~26(水)	7(月)~9(水)	11(月)~13(水)		27(月)~29(水)
		特例 2日	26(水)~27(木)	9(水)~10(木)	13(水)~14(木)		29(水)~30(木)
X線作業主任者	学科 2日				18(水)~19(木)		
安全管理者選任時研修	学科 2日	18(火)~19(水)	9(水)~10(木)	25(月)~26(火)	11(水)~12(木)	13(月)~14(火)	7(木)~8(金)
衛生管理者能力向上	学科 2日				23(月)~24(火)		
安全衛生推進者	学科 2日	12(水)~13(木)	24(木)~25(金)	12(火)~13(水)	19(木)~20(金)	8(水)~9(木)	5(火)~6(水)
衛生推進者	学科 1日	7(金)	10(木)	1(金)	13(金)	22(水)	1(金)
職長教育	学科 2日	10(月)~11(火)	27(金)~28(金)	30(水)~31(木)	5(木)~6(金)	26(木)~27(金)	18(月)~19(火)
携帯用丸のご盤	学科 実技 1日	14(金)		14(木)		14(火)	
KYT研修	学科 1日	4(火)	8(火)	15(金)	3(火)	6(月)	4(月)

※ 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなります。
 ※ 講習会に関する詳細はホームページ又は講習案内をご覧ください。
 ※ 本スケジュールは本部安全衛生研修センター(江戸川区中央1-8-1)で実施する講習です。各支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)で実施する講習については、各支部のホームページをご覧ください。

講習に関する詳しい内容・お申し込みはこちらから
 (公社)東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センター
 〒132-0021 東京都江戸川区中央1-8-1 東基連 検索
 TEL 03-5678-5556 FAX 03-5678-6433

安全衛生法令関連業務を強力にサポート!

膨大な安全衛生法令と解説等を集約したWEBツール



安全衛生セレクション

- ①安全衛生関係法令をWEBで一括管理!
情報収集と理解のための労力を削減し、改正のチェック漏れを防ぎます!
- ②膨大な法令をカバーするだけでなく、現場で役立つチェックリストなど充実のコンテンツで、実務をバックアップ!
- ③届出、報告、選任などの法的要求事項を抽出した「法令別要求事項」を登録! 労働安全衛生マネジメントにおける法令管理にも最適です!



※動作環境についてはホームページをご覧ください。

CONTENTS (一部)	
改正情報	収録法令の法改正概要を提供
法令情報	法・令・則および告示と解釈例規がリンク
通達集	昭和20年代からの安衛法関連の通達約1,800本を収録
法令別要求事項	安衛法と特別規則16本で規定される遵守条項の一覧
現場で役立つチェックリスト	労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化(約250本) 根拠法令にリンク、チェックリストのポイントを解説
解説情報	安衛法の条文解説、Q&Aを収録
法令相談室	安全衛生関係法令のご相談を受付・回答/よくある質問と回答を相談事例として提供
メールマガジン	安全衛生法令に関する改正情報やニュースをメールマガジンで配信(月1回)

誰でも手軽に社内講師に! 研修準備をサポート!

みんなで学ぶ労働安全衛生 研修ツール

専用WEBサイト

法改正に対応して内容を更新!!

受講者用スライド + 講師用スクリプト + 確認テスト

ダウンロード後、自社用にカスタマイズ可能!

自分の身を守るための最低限の知識を身につける!

【仕様】ダウンロードサイト(年1回更新) ※動作環境についてはホームページをご覧ください。

商品の詳細、お申込みは [➡ 第一法規](#) [🔍 検索](#) CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640